

I 大会申込みにおける承認行為(承認届)の廃止について

他加盟団体所属選手とのペアで出場する場合の承認行為について、加盟団体双方での確認を目的として実施されてきたところであるが、最近では、儀礼的・表面的な作業となっており、特に必要な行為とは思われない。そのため、申込みを行う加盟団体の会長が承認・申込みを行うだけで問題ないとする。また、大会当日の選手変更に係る申請内容が複雑となることもあるため、大会申込システムにおける承諾作業および大会当日における承認届を廃止する。

- ①令和3年度大会要項における「全日本社会人選手権大会」以降の大会要項の次の文章を訂正する。
 - ・自分の所属外の都道府県選手と組んで出場することができる。なお、申し込みはいずれかの会長より申し込むこととする。ただし、双方の都道府県連盟会長の承認を得ていずれかの会長より申し込むこととし、申し込みをしない都道府県会長の承諾を大会申込システムにて手続きをする。(この場合申し込んだ都道府県の制限数に入る。)
- ②日本連盟のHPに掲載している「他支部の選手と組んで出場する場合(別表4)」を削除する。

実施時期：令和3年度全日本社会人選手権大会の申込みより(申込締切日7月27日)

II 選手変更の取扱について

選手変更については、2019年度当初より「組合せ公開日以降の変更については身体的変調が生じた時」に限定していたが、社会情勢の変化に伴う選手変更の必要性が増加してきたことや、出場を希望する選手のモチベーションアップのためにも次の通り改訂する。

1. 個人戦における選手変更が認められる場合は下記のとおりとする。(以下略)
 - (1)~~組合せ公開までに~~疾病等なんらかの事情により、ペアのうち1名が出場できなくなり、変更届を加盟団体長の承認を得た後、日本連盟に送付し、あるいは当日持参し承認された場合。(以下略)
~~(2)組合せ公開後(原則大会開会日10日前)の変更作業は認められないが(以下略)~~
 - ~~(2)~~(2)参加申込ペアのうち1名に支障が出た場合(以下略)
2. 団体戦における選手変更の取扱いは、国民体育大会、日本スポーツマスターズ(以下略)
 - (1)~~組合せ公開までに~~疾病等なんらかの事情により出場できなくなり、(変更届を加盟団体長の承認を得た後、日本連盟に送付し、あるいは当日持参し承認された場合。(以下略)
~~(2)組合せ公開後(原則大会開会日10日前)の変更作業は認められないが(以下略)~~
 - (3)以降は番号繰り上げ

実施時期：令和3年6月14日(月)より